



子ども虐待を防ごう!!



虐待とは？

子どもを守るべき保護者（親や親に変わる養育者）が、子どもの身体や心を傷つけることで子どもへの虐待は、大きく4つに分類されます

●虐待のタイプ

身体的虐待

殴る、蹴る、外にしめ出す、激しく揺さぶるなど

性的虐待

わいせつな行為をする、または強要する、性器に触れる・触れさせるなど

ネグレクト(育児放棄・怠慢)

必要最低限の食事を与えない、家や車の中に長い間放置する、不衛生、病院に連れて行かないなど

心理的虐待

暴言を吐く、無視する、きょうだい間差別、目の前で暴力をふるうなど

気をつけて!! 子どもの前での暴言や暴力

子どもの前で暴力行為を見せる 子どもの前で夫婦けんかをする

こういったことは心理的虐待にあたります

子どもが直接暴言や暴力を受けていなくても、子どもは強いストレスを感じます



虐待は子どもの成長に重大な影響を与える行為

身体への影響

外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられる。愛情不足により成長不全になることもある。



心理への影響

他人を信頼し、愛着関係を形成する事が困難となり、対人関係に問題が生じる。自己肯定感を持ちにくくなる。攻撃的・衝動的に行動する。大人びた行動をとる。思春期に問題行動として表出する。

学習知的発達面への影響

安心できない環境で生活する事や、学校への登校もままならない場合がある。そのため、知的な発達が十分に得られない場合がある。



回復のために長期間の治療やケアが必要になる場合があります

子育てに悩んだ時 児童虐待やDVが心配な時 ご連絡ください



北広島町役場福祉課(子育て支援係)

☎050-5812-1851

広島県西部こども家庭センター(相談援助第II課)

☎082-254-0381

広島県西部こども家庭センター(女性相談課)

☎082-254-0391

広島県山県警察署(生活安全刑事課)

☎0826-22-0110